

コンテナ流出に関するSOLAS条約の改正¹

2024年5月15日～24日に開催された国際海事機関(International Maritime Organization 以下、IMO)第108回海上安全委員会(Maritime Safety Committee; MSC)で「海上における人命の安全のための国際条約」(The International Convention for the Safety of Life at Sea 以下、SOLAS条約)の改正案が採択されました。今回の改正により海上でのコンテナの紛失・流出に関する報告が義務化されることとなります。同改正は2026年1月1日から施行されます。

本稿では、コンテナの海上流失に関する SOLAS 条約改正の背景と改正内容についてご紹介します。

1. 条約の改正の背景

(1) コンテナの流出数

世界海運評議会(World Shipping Council 以下、WSC)による最新の調査によると、2023年に輸送されたコンテナ総数量約2億5000万のうち海上で流出したコンテナは221本であり、2008年の調査開始以来の最少件数であった2022年の661本を大きく下回る結果となりました²。コンテナの流出は一般的には悪天候やコンテナの積み付け不十分などに起因すると考えられており、今回の結果から、定期航路船においてコンテナの安全な積み付けに加えて航路選定や航海の安全性が向上していることが示唆されます³。

(2) 現行の SOLAS 条約

現行の SOLAS 条約は、V章(Safety of navigation)規則31(Danger messages)において、危険な氷や遺棄物、その他航行に危険を及ぼす事象等に遭遇した場合、関係者に対する迅速な通知を義務付けており、規則32(Information required in danger messages)にて危険通報に必要な情報について規定しています。今回の改正では規則31および32に修正が加えられ、海上でのコンテナの流出について船長に報告義務が課され、当該報告手続きが明確にされました。

2. 条約の改正内容

以下、今般の本条約の改正内容についてご紹介いたします。

(1) 規則31(Danger messages)の修正

船長の報告義務とその手続きに関して以下の内容が加えられました。

- ① コンテナ流出に遭った船長は近隣航行中の船舶、最寄りの沿岸国および旗国に対してその

¹ SOLAS 条約の改正規則31および32は本ニュース公開時点において正式公開はなされていないように見受けられます。本ニュースは World Shipping Council による2024年6月3日付“MEDIA RELEASE”(https://www.worldshipping.org/news/world-shipping-council-welcomes-new-imo-regulations-on-mandatory-reporting-for-containers-lost-at-sea)、Holman Fenwick Willan による2024年7月10日付“SOLAS CONVENTION AMENDMENTS”(https://www.hfw.com/insights/solas-convention-amendments/)等に基づいて作成しました。当該改正規則の条文につきましては、正式に公開され次第、弊社HP(マリンニュース掲載ページ)にて追加報告させていただきます。

² https://www.worldshipping.org/regulatory-filings/estimate-of-containers-lost-at-sea-2024-update

³ 一般的な傾向としてコンテナ流出数は減少傾向にあると言えるものの、直近2024年8月18日に南アフリカ沖にてCMA CGM BELEMが荒天により流出したコンテナは99本とも言われており、コンテナの安全な積み付け・航路選定や航海の安全性が向上しコンテナ流出のリスクが減少してきていると言われる現在においても、引き続きコンテナ流出のリスクは現存しているものと思われます。

- 詳細に関して速やかな報告を徹底しなければならない。
- ② 旗国は①の報告を受領したならば、IMO に設置された海事関係総合データベース(Global Integrated Shipping Information System ;GISIS)を通じて当該情報を共有する。
 - ③ 海上を漂流するコンテナを目撃した船長は、近隣を航行する船舶および最寄りの沿岸国に速やかに報告しなければならない。

(2) 規則 32 (Information required in danger messages) の修正

コンテナの海上流出に関する報告に必要な情報として以下の内容が加えられました。

- ① 海上でコンテナを流出した場合
 - (i) 可及的速やかに報告を行い、追加情報があり次第アップデートする。
 - (ii) 徹底的な調査を実施した上で最終的な流出コンテナ数を確認する。
 - (iii) コンテナ流出の場所、流出コンテナの総数、流出コンテナに危険物が含まれているか否か等の情報を報告に含めなければならない。
 - (iv) 船長は貨物および海象などについても可能な範囲で情報提供する。
- ② 流出コンテナを目撃した場合
 - (i) 漂流するコンテナを目撃した日時および場所とその総数を報告に含めなければならない。
 - (ii) 可能な範囲で上記①と同様の詳細な情報を提供する。

3. コメント

今回の SOLAS 条約改正については、WSC もメディアリリース⁴にて「SOLAS 条約の新しい規則、特に V 章規則 31・32 の改正は海上の安全と環境保護において大きな進歩である。流出・漂流したコンテナについての迅速かつ詳細な報告を担保することで、航海の安全性を高め、迅速な対応を促進し、環境への潜在的な危険を抑制することになる。」と歓迎しています。前述の通り WSC の発表によるとコンテナの流出は年々減少しているとのことですが、荒天遭遇や積み付け不良によるコンテナが崩落・流出する事故は現に世界中で発生していますので、そのような事故が発生した際の船長の対応を明確に定めたことは意義深いものと考えます。今後は同改正が施行される 2026 年 1 月 1 日までに条約締約国と関連当局がガイダンスを発行し、違反時の対応措置についても検討されるものと推察されます。

以上

⁴ <https://www.worldshipping.org/news/world-shipping-council-welcomes-new-imo-regulations-on-mandatory-reporting-for-containers-lost-at-sea>